

◎新潟県告示第738号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功（令和3年4月30日付け新潟県告示第612号指定分）に係る変更を次のとおり認可した。

令和7年7月22日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 竣功認可（変更）年月日

令和7年4月1日

2 竣功認可（変更）を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 変更の内容

令和3年4月30日付け新潟県告示第612号（公有水面の埋立て）の竣功認可中

10ページ及び11ページの

「(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から329度32分33秒455.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度28分38秒30.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から344度00分06秒13.12メートルの地点

④の地点 ③の地点から253度19分21秒30.00メートルの地点」

を

「(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から329度32分33秒455.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度28分19秒30.14メートルの地点

③の地点 ②の地点から343度27分03秒13.05メートルの地点

④の地点 ③の地点から253度27分07秒30.03メートルの地点」

に変更した。